

百六十一 山室特定猟具使用禁止区域（銃器）

百六十三 睦沢町入山津特定猟具使用禁止区域（銃器）

百六十七 グレンオックスカントリークラブ特定獵具使用禁止区域（銃器）

域内

旭市横根地先の旭市市道Ⅰー〇一八号線と国道二二六号との接点を起点とし、同所から国道二二六号を北西へ進み同市市道Ⅰー〇三三号線との接点に至り、同

東金・大網特定猟具使用禁止区域（銃器）

[illegible]

から同境界線を南東へ進み国道五二号との交点に至り、同所から国道五二号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十七 古原特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡神崎町古原地先の香取郡神崎町道三〇〇九号線と成田市市道二二一〇一号線との接点を起点とし、同所から同市市道二二一〇一号線を南西へ進み香取郡神崎町道三二六二号線との接点に至り、同所から同町町道三二六二号線を北西へ進み成田市稲荷山四四四番二地先の道路との接点に至り、同所から同市稲荷山四四四番三地先の道路を北東へ進み香取郡神崎町道三二六〇号線との接点に至り、同所から同町町道三二六〇号線を北西へ進み同町古原甲八〇四番一地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲八〇四番一地先の道路を北東へ進み同町古原甲八二番地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲八二番地先の道路を南東へ進み同町古原甲七八六番一五地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八六番一五地先の道路を北へ進み同町古原甲七八七番一七地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八六番一九地先の道路を東へ進み同町古原甲七八七番一七地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八七番一七地先の道路を北へ進み同町古原甲七八五番二地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八五番二地先の道路を北東へ進み同町古原甲七八八番一五地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八八番一五地先の道路を北へ進み同町町道二〇〇九号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇九号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十九 長南ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町岩川地先の長生郡長南町二級町道岩川本線と同町三級町道今泉一八号線との接点を起点とし、同所から同町三級町道今泉一八号線を南東へ進み同町三級町道岩川二五号線との接点に至り、同所から同町三級町道岩川二五号線を南西へ進み同町三級町道棚毛二号線との接点に至り、同所から同町三級町道棚毛二号線を西へ進み同町三級町道棚毛三号線との接点に至り、同所から同町三級町道棚毛三号線を南東へ進み県道長柄大多喜線との接点に至り、同所から同町三級町道棚毛三号線を南西へ進み同町三級町道千田四〇号線との接点に至り、同所から同町三級町道千田四〇号線を南西へ進み長南カントリークラブの区域との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み長南ハリックコースの区域との境界線との接点に至り、同所から同境界線を西へ進み長生郡長柄町鶴谷地先の長生郡長柄町と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町二級町道岩川本線との接点に至り、同所から同町二級町道岩川本線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十 細尾・国府台特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市国府台地先の国道四六五号と県道夷隅長者線との接点を起点とし、同所から県道夷隅長者線を北東へ進みいすみ市市道〇二二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五号線を南東へ進み同市市道三〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三〇一〇号線を北西へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十一 富津市亀沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市近藤地先の富津市市道二二二号線と同市市道二二三号線との交点を起点とし、同市市道二二三号線を南東へ進み同市市道一〇七三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇七三号線を北東へ進み君津市と富津市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み国道一二七号との交点に至り、同所から国道一二七号を南西へ進み富津市市道二二二号線との接点に至り、同所から同市市道二二二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十二 成田フェアフィールドゴルフコース特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市長沼字境松一三五番一ほか五八六筆の成田フェアフィールドゴルフクラブの区域内。ただし、大竹巖獣保護区の区域を除く。

百八十四 蛇園特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市見広地先の旭市市道U一三〇三三号線と県道銚子旭線との接点を起点とし、同所から県道銚子旭線を北東へ進み同市市道一〇五四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇五四号線を南東へ進み同市蛇園五三〇番一地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市市道U一三〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道U一三〇三八号線を南西へ進み同市蛇園六六五番五地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道U一三〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道U一三〇二二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十七 ゴールデンクロスカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町市野々字瀧ノ上四〇二番ほか三二二筆及び夷隅郡大多喜町小土呂字横手一、〇九九番五ほか三二二筆並びに市原市米原字山田沢一、五四四番六ほか二筆のゴールデンクロスカントリークラブの区域内

百八十八 ラ・ヴィスタゴルフリゾート特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町佐坪字清水三〇六番一ほか七五七筆のラ・ヴィスタゴルフリゾートの区域内

百八十九 馬来田特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市真栗谷地先の県道鶴舞馬来田停車場線と木更津市市道二四三三号線との接点を起点とし、同所から同市市道二四三三号線を北東へ進み林道丹原線との接点に至り、同所から林道丹原線を北西へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み木更津市と市原市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を東へ進み県道南総馬来田線との交点に至り、同所から県道南総馬来田線を南西へ進み県道鶴舞馬来田停車場線との接点に至り、同所から県道鶴舞馬来田停車場線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十 鳳琳カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市小草畑二四四番地ほか四五一筆の鳳琳カントリー倶楽部の区域内

百九十一 太平洋クラブ成田コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市川栗二四〇番ほか八六九筆の太平洋クラブ成田コースの区域内

百九十二 みどり平特定猟具使用禁止区域（銃器）

匝瑺市横須賀地先の県道八日市場野菜線と匝瑺市市道一三三二号線との接点を起点とし、同所から同市市道一三三二号線を東へ進み県道八日市場井戸野旭線との接点に至り、同所から県道八日市場井戸野旭線を北東へ進み県道平和共興線との接点に至り、同所から県道平和共興線を南東へ進み同市市道八一三三三号線との接点に至り、同所から同市市道八一三三三号線を南西へ進み同市市道八一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道八一四〇号線を南西へ進み同市市道八一五〇線との接点に至り、同所から同市市道八一五〇線を北西へ進み同市市道八一五一線との接点に至り、同所から同市市道八一五一線を南西へ進み同市市道一一二二六号線との接

